

# 「経営改善計画策定費用」に対する補助事業について

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取組みとして、当協会にて事業者の自己負担部分の一部に対する費用補助を行います。

## 【概要】

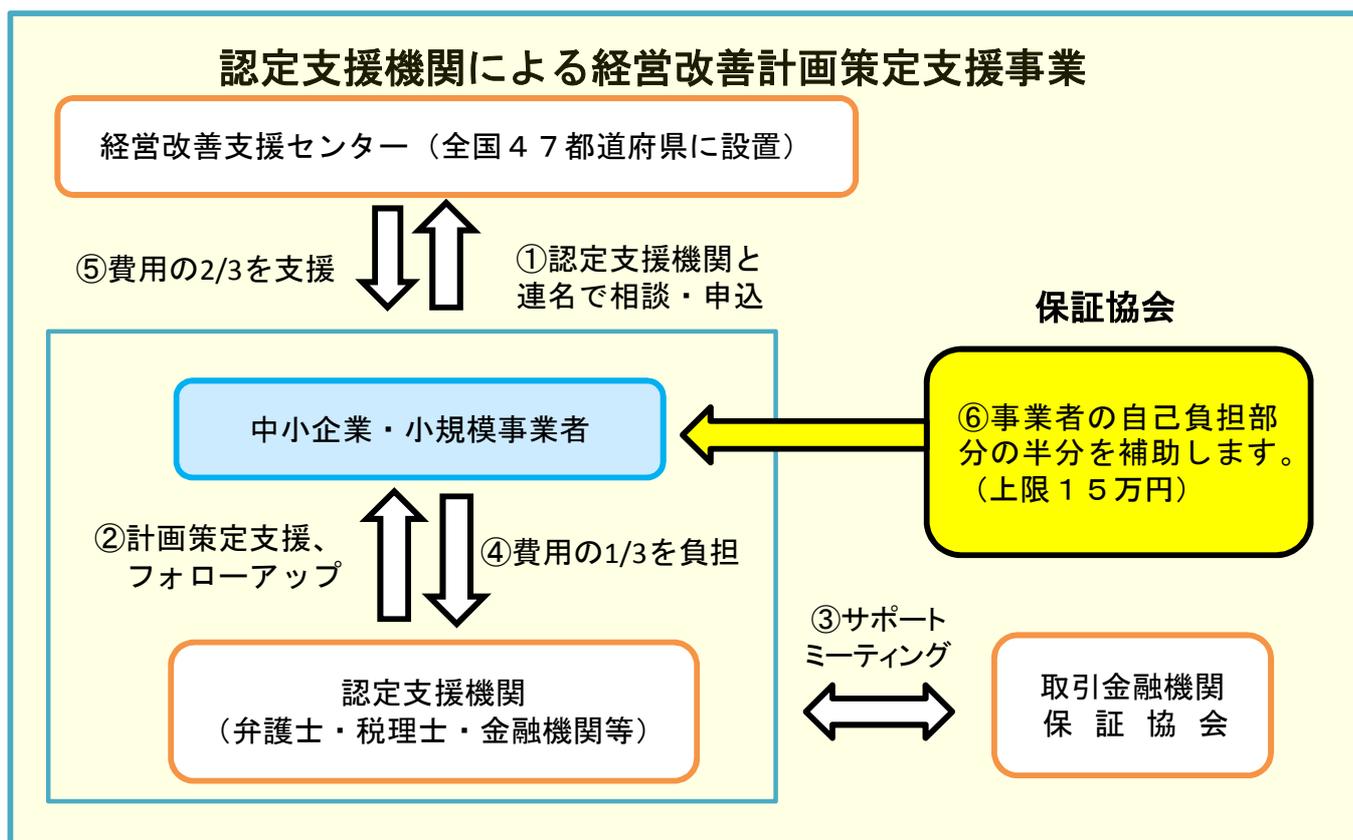
次の全ての要件を満たす中小企業者について、事業者の自己負担部分（計画策定費用の1/3）のうち、1企業あたり15万円を上限として、その半分の補助します。（ただし、モニタリング費用除きます。）

## 【要件】

- ①「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ②サポートミーティングを活用していること。
- ③当協会の保証利用があること。

## 【取扱期間】

平成25年10月1日～平成26年3月31日



※詳しくは、ホームページまたは管理部まで。

 **大分県信用保証協会**  
ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>

管理部 再生支援課 吉岡・大塚  
TEL: 097-532-8296

